

# 配電関係給電申合書取扱業務要綱指針

2020年 4月 1日 制 定  
2025年11月29日 5 次 改 正

関西電力送配電株式会社

## 目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. 基本的事項
5. 事務手続き

### <別紙>

#### 1. 特別高圧給電申合書のひな形

- 別紙 1－1 需要者用
- 別紙 1－2 発電者用
- 別紙 1－3 配電系統図（付図 1）
- 別紙 1－4 通信設備概要図（付図 2）
- 別紙 1－5 配電線事故時の対応フロー図（需要者用）（付図 3）
- 別紙 1－6 連絡先一覧（別紙 1）
- 別紙 1－7 作業停電申込書兼連絡票（様式 1）
- 別紙 1－8 給電申合書申合せ事項の変更依頼（需要者用）（様式例 2）

#### 2. 高圧給電申合書のひな形

- 別紙 2－1 需要者用
- 別紙 2－2 発電者用
- 別紙 2－3－1 引込線概要図（当社引込開閉器あり）
- 別紙 2－3－2 引込線概要図（当社引込開閉器なし）
- 別紙 2－4 連絡先一覧（別紙 1）

#### 3. 電気用図記号

- 別紙 3 電気用図記号新旧比較表（様式例）

## 1. 目的

この要綱指針は、「特別高圧配電系統運用業務要綱」および「高圧配電系統運用業務要綱」に基づき、当社と当社の電力系統に接続されるお客さまとの間で締結する「給電申合書」に関する基本的事項を定め、電力系統の利用および手続きの円滑化を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

- (1) 配電所管系統に接続されるお客さまとの給電申合書の取り扱いに適用する。なお、託送供給等約款（以下、約款）で取り決めされている事項については、給電申合書を締結しないお客さまと同様、約款上のみの取り決めとし、給電申合書には記載しない。
- (2) 給電申合書を締結するお客さまは、次による。
  - a. 配電所管特別高圧系統に接続されるお客さま
  - b. 高圧系統に接続されるお客さまのうち、下表で締結対象としているもの

表2-1. 高圧お客さまにおける給電申合書締結対象

受電方式	引込開閉器	系統連系	締結対象	
1回線受電	あり	なし	×	締結不要
		あり(*1)	○	① 1回線受電で引込開閉器ありのお客さま（系統連系時のみ）
	なし	あり/なし	○	② 1回線受電で引込開閉器なしのお客さま
常予備受電	あり/なし	あり/なし	○	③ 常予備受電のお客さま
自営線電力融通	あり/なし	あり/なし	○	④ 自営線電力融通方式のお客さま

\*1：低圧みなし要件は省略可能

## 3. 用語の定義

この要綱指針で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) お客さま  
配電線に接続されているもしくは接続予定の、需要者および発電者を総称していう。
- (2) 系統運用箇所  
配電営業所の系統運用箇所をいう。
- (3) 本部配電グループ等  
本部配電グループおよび配電エンジニアリングセンターを総称していう。
- (4) 事務手続担当箇所  
給電申合書の作成、締結、更改等の手続を実施する配電営業所、本部配電グループ等をいう。
- (5) 社内関係箇所  
社内において給電申合書関連の業務に関係する、給電制御所、他配電営業所や本部配電グループ等を総称していう。
- (6) 配電系統図  
給電申合書に付図として添付する系統図面をいう。
- (7) 非公開情報  
一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。給電申合書関連の業務においては、お客さま名と下記の情報を組み合わせて記載したもの等が該当する。
  - a. 変圧器・発電機シンボル
  - b. 発電設備容量や発電機出力が把握できる数値データ
  - c. 連絡先（電話番号）・住所
  - d. 発電機の運転状態が把握（明示）されているもの

なお、本内容は非公開情報かつ託送関連情報に該当するが、本要綱指針では「非公開情報」と記載する。

#### 4. 基本的事項

##### (1) 給電申合書の作成・更改

次の場合において作成または更改を行う。

- a. お客さまが新設された場合
- b. 供給方式または受電方式の変更等により必要と認められる場合(\*2)
- c. その他給電申合書記載内容を変更する場合

\*2：供給方式とは、樹枝状やπ方式等の線路形態および同一バンク、異バンク、異電源をいう。

受電方式とは、1回線受電、常予備受電、スポットネットワーク受電等をいう。

##### (2) 標準的なひな形の使用

事務手続担当箇所は、別紙1、2の標準的なひな形（手続き時点の最新版）を使用し、当該系統の運用実態及び制約等を反映させ、実運用に即した給電申合書を作成し、当社関係箇所ならびにお客さまと協議のうえ締結もしくは更改する。なお、当社の電力系統へ逆潮流が生じるお客さまについては、発電者用のひな形を使用することとする。

お客さまの要望等により、ひな形による締結が適当でない認められる場合は、本部配電グループと協議し、必要に応じて作成を本部配電グループへ依頼する。

##### (3) 締結者名

給電申合書の締結者名は下表のとおりとする。

表3-1. 締結者名

お客さま受電電圧	締結者名
特別高圧 (22kV、33kV)	配電営業所長 (または本部配電グループチーフマネジャー、もしくは本部長)
高圧	配電営業所長

##### (4) 系統運用所管が異なる場合の取扱い

同一お客さまで、常用回線と予備回線の2系統に接続し、それぞれ系統運用の所管箇所が異なる場合の給電申合書の締結は、原則として上位電圧側または常用回線側の系統運用を所管する箇所が一括して行う。

この場合下位電圧もしくは予備回線側の系統運用箇所は、必要な資料を作成のうえ、上位電圧側または常用回線側の系統運用の所管箇所に手続きを依頼する。

また、自営線電力融通があるお客さまで、融通元と融通先で系統運用の所管箇所が異なる場合の給電申合書の締結はそれぞれの所管箇所で行うものとし、給電申合書の写しをそれぞれで保管するものとする。

##### (5) 非公開情報の取扱い

配電系統図を添付する場合等、当社と給電申合書を締結する者以外の非公開情報について、マスキングまたは削除を行う。

#### 5. 事務手続き

##### (1) 給電申合書の締結

事務手続担当箇所は、お客さまおよび社内関係箇所と協議の上、給電申合書を作成しお客さまと締結するものとし、その運行は下図による。

なお、構内作業時に必要となる単線結線図および受電設備仕様書（設備の配置がわかる立面図と平面図）の提出をお客さまへ依頼し、特高お客さま設備記録票にて保管する。先方受電設備の工事等に伴い、受電設備に変更が生じた場合も、お客さまへ提出を依頼するものとする。

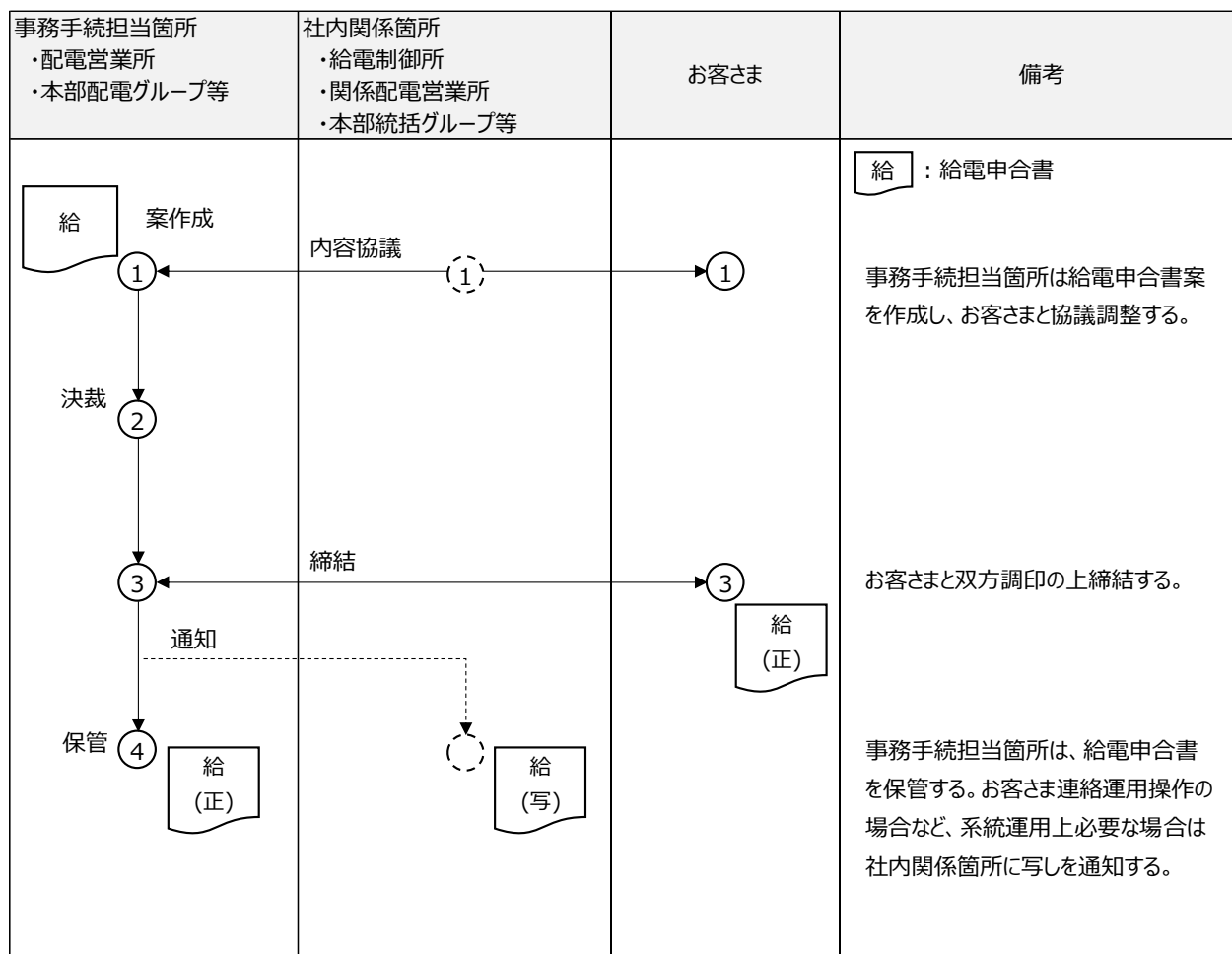


図5-1. 給電申合書締結の運行フロー

(2) 保管および社内関係箇所への配布

締結した給電申合書は、本書をお客さまおよび事務手続担当箇所各々1通保管する。

また、系統運用上必要となる場合は、社内関係箇所へ写しを配布し、その配布箇所を記録しておくものとする。

(3) 軽易な変更の手続き

給電申合書本文の変更を必要としない添付図面の変更については、差し替え対応を可とする。この場合、お客さまと協議の上、お客さま側責任者（主任技術者等）と事務手続担当箇所の長の双方承認を受けて変更し、差し替え内容を社内関係箇所に送付する。

(4) その他

旧JIS電気用図記号が含まれる図面を使用する場合については、「別紙3：電気用図記号新旧比較表」（様式例）等を添付することで対応可とする。

別紙 1-1

給電申合書  
(特高：需要者用)

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社〇〇本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

(対象設備)

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(責任分界点)

第3条 お客さまと関西送配電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、線路側接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「配電系統図」に示した番号で行う。

受電回線が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

(1) 遮断器、断路器および線路側接地の操作

付図1「配電系統図」による。

なお、線路側接地については次の通り行う。

(a) 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼する場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付けを確認し、操作当日は相互連絡を実施する。

(b) 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼しない場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付け有無を確認し、操作当日の相互確認は行わない。

- (c) 上記(a)と(b)が混在する場合  
上記(a)に準じる。

(b)においても連絡を要とする場合は、なお書き以降を削除する。

(2) 系統運用に関連する保護リレーの操作

付図1「配電系統図」による。

(3) 給電情報伝送等(電力保安用通信電話(以下「保安通信電話」という)を含む)に影響がある作業

付図2「通信設備概要図」による。

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は(3)全文削除する。

(4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

- 2 ○□の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。  
なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

- 2 ○□の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

- 3 ○□は、○□の自家発電設備の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。

○□は、○□の自家発電設備の並解列は、関西送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 ○□および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

(1) 関西送配電作業における停止計画にあたっての基本事項

夜間帯作業、無停電状態での作業、年末年始などの連休期間中および休日での作業等については、人身安全上の懸念や、工期の長期化・人件費の増加等が発生し、社会コストの増加を招くことから、原則、平日昼間帯の停電作業とする。

(2) 系統運用に影響のある作業停止の対象

- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業

ただし、○□の自家発電設備は除く

自家発電設備未設置の場合は削除する。(以下同じ)

- b 対象設備の活線作業および活線近接作業(試充電中止を必要とする場合)

ただし、○□の自家発電設備は除く

- c 保護リレーのロック

ただし、○□の自家発電設備に関する保護リレーは除く

- d 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業

- e その他系統運用に影響のある作業

(3) 作業停止計画の取り扱い

a 年間作業停止計画／月間作業停止計画／作業停止実施については下表の通りとする。

	年間計画	月間計画	作業停止実施
対象期間 (※1)	翌年4月から2箇年分	翌々月から2箇月分	
提出期日	毎年11月末	毎月20日	
決定通知 (※2)	1月末の決定以降 (※3)	翌月20日頃までに (※4)	5日前までに
連絡していただく事項	作業日、作業日数、停電範囲、作業内容		様式1「作業停止申込兼連絡票」に記載されている事項

作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。  
また様式を指定しない場合は、様式に関する記載を削除する。

※1 年間／月間計画は、〇〇から関西送配電に「お客さま作業停電申込システム」により、通知する。

※2 年間／月間計画が決定後、関西送配電から〇〇へ「お客さま作業停電申込システム」により、通知する。

お客さま作業停電申込システムが利用できない場合は削除する。

※3 〇〇は、翌年度分の年間作業停電計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する

※4 〇〇は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

b 作業停止計画の変更および追加

〇〇および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

（保護リレーの運用）

第7条 〇〇および関西送配電は、系統運用に関連する〇〇の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、〇〇の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

（電圧の運用）

第8条 〇〇および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

（給電指令）

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、〇〇に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

- a 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

(異状時の連絡)

第10条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2. 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通話電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。保安通話電話もない場合は、2項全文削除とする。

(事故時の処置)

第11条 ○□および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

(1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー（使用箇所、種類、相別）およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

(2) ○□の対象設備事故の場合（自家発電設備を含む）

○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

(3) 関西送配電の系統事故により電線路が停止し、○□が停電した場合  
付図3「配電線事故時の対応フロー図」による。

<<受電設備が1回線の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により電線路を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、電線路を○□側から充電してはならない。

異なる需要場所からの電力融通がなく、かつ自家発電設備未設置の場合は削除する。

b ○□の受電用遮断器が遮断した場合

○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

c ○□の受電用遮断器が遮断していない場合

○□は、電線路からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。

- d ○□は、自家発電設備を再並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置および系統並列時の連絡を必要としない場合は削除する。

#### <<常予備受電の場合>>

- a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により電線路を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、電線路を○□側から充電してはならない。
- b ○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

#### 【手動切替の場合】

- (a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。
- (b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。
- (c) 両回線とも電圧がない場合
- ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。
- イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

#### 【自動切替の場合】

- (a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。
- (b) 両回線とも電圧がない場合
- ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。
- イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

- c ○□は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。
- d ○□は、発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置の場合および自家発並列時の連絡が不要な場合は削除する。

#### <<スポットネットワーク受電の場合>>

- a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により電線路を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、電線路を○□側から充電してはならない。
- b ○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および停電回線に接続されている○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

- (a) 供給回線の全部またはいずれかの電圧回復が遅延した場合は、停電回線のプロテクタ遮断器の開放を確認し、断路器を開放する。
- (b) 供給回線の全部またはいずれか電圧が回復すれば、その回線で受電する。
- c. ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備の系統並解列時の連絡を必要としない場合は削除する。

以下(4)、(5)は自家発電未設置の場合は削除する。

(4) 上位の系統事故で○□の自家発電設備を含み単独系統となった場合

○□は、関西送配電から○□の発電設備を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、○□は自家発電設備の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電に連絡し、協議のうえ処置を行う。

(5) 系統異常等により○□の自家発電設備が停止した場合

○□は、系統周波数異常等により○□の発電設備が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、○□の自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

- (6) ○□および関西送配電は、(1) から(5)によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第12条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

- 2 ○□および関西送配電は、第13条(設備の変更)、第15条(その他事項)のこの給電申合書の変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、○□および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第13条 ○□および関西送配電は、給電申合書の内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

また、○□が給電申合書の内容変更する場合は、様式2「給電申合書申合せ事項の変更依頼」により関西送配電に通知する。

(有効期間)

第14条 この申合書の有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合書について○□または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に○□が電気供給事業者との需給契約を解除し、その他の全ての事業者との需給契約がなく無契約となった場合は、○□は関西送配電に連絡し、この申合書は効力を失うものとする。

(その他事項)

第15条 ○□および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

なお、付図1、2および付表等の変更は、○□の電気主任技術者と関西送配電の★★配電営業所長の間で変更手続きを行うことができることとする。また、別紙1「連絡先一覧」については変更があれば相互で確認のうえ、読替することができる。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

2 ○□および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 ○□および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合は記載する。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、〇〇と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

関西電力送配電株式会社

〇〇本部 ★★配電営業所 所長 〇〇 〇〇

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

別紙 1—2

給電申合書  
(特高：発電者用)

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社〇〇本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

(対象設備)

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関西送配電の★▽変電所の当該引出遮断器から〇〇の受電設備に至る送受電設備、保護リレー、系統連系する〇〇の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」という。）ならびに〇〇における取引用計量装置および通信設備とする。

(責任分界点)

第3条 〇〇と関西送配電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、線路側接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「配電系統図」に示した番号で行う。

受電回線が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

(1) 遮断器、断路器および線路側接地の操作

a 〇〇の\*\*kV受電用遮断器 (\*\*, \*\*)、受電用断路器 (\*\*, \*\*)

および線路側接地

接地機構がある場合は線路側接地機構を記載する。

なお、線路側接地については次の通り行う。

(a) 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼する場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付けを確認し、操作当日は相互連絡を実施する。

(b) 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼しない場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付け有無を確認し、操作当日の相互連絡は行わない。

(c) 上記(a)と(b)が混在する場合

上記(a)に準じる。

(b)においても連絡を要とする場合は、なお書き以降を削除する。

b 関西送配電の★▽変電所の\*\*kV〇〇線遮断器(CB\*\*, CB\*\*),

線路用断路器(LS\*\*, LS\*\*)および線路側接地機構(ED\*\*E, ED\*\*E)

Cubの場合はCB\*\*断路器とする。

接地機構がない場合は線路側接地を記載する。

(2) 系統運用に関連する保護リレーの操作

(3) 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は(3)全文削除する。

(4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

2 〇〇の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。  
なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

2 〇〇の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。

また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

3 〇〇は、〇〇の発電設備等の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。

〇〇は、〇〇の発電設備等の並解列は、関西送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 〇〇および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

(1) 関西送配電作業における停止計画にあたっての基本事項

夜間帯作業、無停電状態での作業、年末年始などの連休期間中および休日での作業等については、人身安全上の懸念や、工期の長期化・人件費の増加等が発生し、社会コストの増加を招くことから、原則、平日昼間帯の停電作業とする。

(2) 系統運用に影響のある作業停止の対象

- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業
- b 対象設備の活線作業および活線近接作業（試充電中止を必要とする場合）
- c 保護リレーのロック
- d 給電情報伝送等（保安通信電話を含む）に影響がある作業
- e その他系統運用に影響のある作業

(3) 作業停止計画の取り扱い

〇〇および関西送配電は、第6条1項の作業停止計画に係る手続きを、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針等に基づき行うために、次のとおり取り扱う。

a 年間作業停止計画

- (a) 〇〇は、翌年4月から2箇年分の年間作業停止計画の原案を毎年7月末頃までに、調整案を10月末頃までに、「お客さま作業停電申込システム」により最終案を1月初旬までに関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

お客さま作業停電申込システムが利用できない場合は削除する。

- (b) 〇〇は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

- (c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、1月末頃までに年間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

b 月間作業停止計画

- (a) 〇〇は、翌々月から2箇月分の月間作業停止計画の原案を毎月20日までに、調整案を翌月10日頃までに、最終案を翌月中旬までに、「お客さま作業停電申込システム」により関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

お客さま作業停電申込システムが利用できない場合は削除する。

- (b) 〇〇は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

- (c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、翌月20日頃までに月間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

c 作業停止計画の変更および追加

〇〇および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

d. 作業停止実施の要求と通知

関西送配電は、関西送配電および第三者の作業停止決定を5日前までに、〇〇に通知する。

作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。

(4) 発電設備等の解列依頼

関西送配電は、月間作業停止計画にて決定された発電設備等が連系する線路等の作業実施に伴う系統切替において、〇〇の発電設備等の停止および解列が必要となる場合、関西送配電は実施予定日の10日前までに〇〇に連絡し実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

発電設備等の解列依頼を行わない場合は、(4)全文削除する。

(保護リレーの運用)

第7条 〇〇および関西送配電は、系統運用に関連する〇〇の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、〇〇の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

(電圧の運用)

第8条 〇〇および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

2. 〇〇の発電設備等は、基準電圧を1.00p.uとし、AVR運転を行う。

発電者と基準電圧、AVR運転を取り決める場合のみ記載する。

3. 関西送配電は、必要に応じて〇〇の無効電力の調整運転および送電線の充電停止等を〇〇に指令することがある。

上記指令を実施するおそれがある発電者のみ記載する。

(給電指令)

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、〇〇に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

- a 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

(異状時の連絡)

第10条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。保安通信電話もない場合は、2項全文削除とする。

(事故時の処置)

第11条 ○□および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

(1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー（使用箇所、種類、相別）およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

(2) ○□の対象設備事故の場合（発電設備等を含む）

○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

(3) 関西送配電の系統事故により\*\*kV○□線が停止し、○□が停電した場合

<<受電設備が1回線の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、\*\*kV○□線を○□側から充電してはならない。

b ○□の受電用遮断器が遮断した場合

○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の発電設備等並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

c ○□の受電用遮断器が遮断していない場合

○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。

d ○□は、発電設備等を再並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備等並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<常予備受電の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、\*\*kV○□線を○□側から充電してはならない。

- b ○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の発電設備等並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

【手動切替の場合】

- (a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。  
(b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

【自動切替の場合】

- (a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

- (c) 両回線とも電圧がない場合

- ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。  
イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。  
c ○□は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。  
d ○□は、発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備並列時の連絡が不要な場合は削除する。

(4) ○□の構内のみで単独系統となった場合

線路側電圧が回復した後、○□の発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

ただし、自主復旧装置を使用している場合は、発電設備等を系統並列後、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

電圧階級が3.3kV以下の場合は削除する。

ただし、自主復旧装置を使用している場合を除く。

自主復旧装置が無い場合は、自主復旧装置に関する記載を削除する。

(5) 上位の系統事故で○□の発電設備等を含み単独系統となった場合

○□は、関西送配電から○□の発電設備等を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、○□は発電設備等の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電に連絡し、協議のうえ処置を行う。

(6) 系統異常等により○□の発電設備等が停止した場合

○□は、系統周波数異常等により○□の発電設備等が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、○□の発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

- (7) ○□および関西送配電は、(1) から (6) によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第12条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

- 2 ○□および関西送配電は、第13条(設備の変更)、第15条(その他事項)のこの給電申合書の変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、○□および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第13条 ○□および関西送配電は、給電申合書の内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

(有効期間)

第14条 この申合書の有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合書について○□または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に○□が電気供給事業者との受給契約を解除し、その他の全ての事業者との受給契約がなく無契約となった場合は、○□は関西送配電に連絡し、この申合書は効力を失うものとする。

(その他事項)

第15条 ○□および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図、付表等の変更は、○□の電気主任技術者と関西送配電の★★配電営業所長の間で変更手続きを行うことができることとする。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

- 2 ○□および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

- 3 ○□および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合は記載する。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、〇〇と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

関西電力送配電株式会社

〇〇本部 ★★配電営業所 所長 〇〇 〇〇

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

# 配電系統図

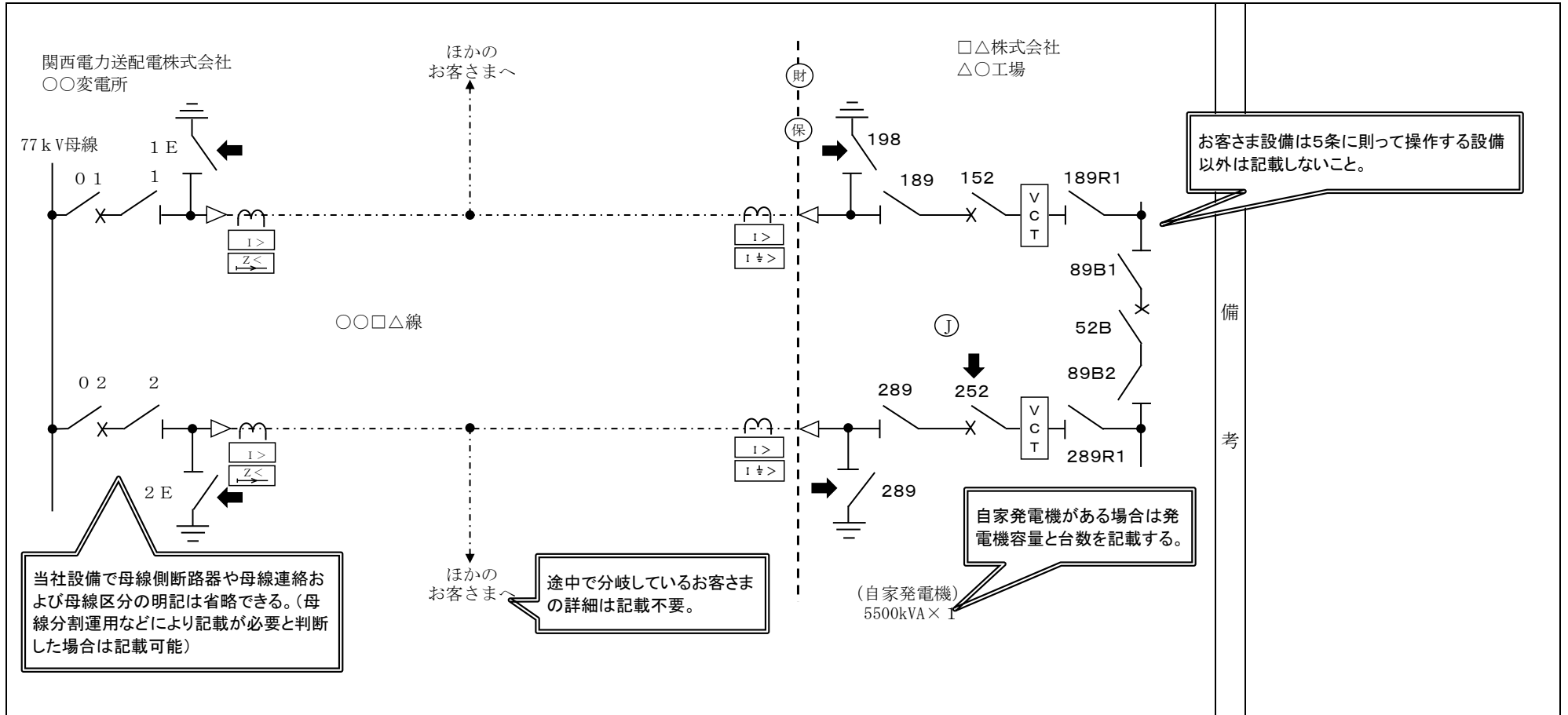
年 月 日 付図 1

		備 考
--	--	--------

凡 例	架空線	—	過電流リレー	$I >$	財産分界点	③
	地中線	- · - · -	過電流接地リレー	$I \frac{1}{2} >$	保安責任分界点	④
	遮断器	— / —	方向距離リレー	$Z <$	常時開放点	➡
	断路器	— / —	方向地絡リレー	$I \frac{1}{2} >$	番号	機器番号
	遮断器(プラグイン型)	— ( ■ / × ■ ) —	選択短絡リレー	$I / U >$	取引用計量装置	VCT
	ケーブルヘッド	— · — △ —	選択地絡リレー	$I / U_{ref} >$	自動切替装置	①
	変流器	— M —	電源制限装置	⑤		

# 配電系統図 (記入例)

年月日 付図1



凡例	架空線	——	過電流リレー		財産分界点	Ⓜ	○□株式会社 △△工場 電気主任技術者 ○○ ○Ⓜ 関西電力送配電株式会社 ★★本部 △△配電営業所 所長 ○○○○ (印)
	地中線	- - - -	過電流接地リレー		保安責任分界点	Ⓟ	
	遮断器		方向距離リレー		常時開放点	➡	
	断路器		方向地絡リレー		番号	機器番号	
	遮断器(プラグイン型)		選択短絡リレー		取引用計量装置	VCT	
	ケーブルヘッド		選択地絡リレー		自動切替装置	付表の変更の場合のみ記入、捺印する。	
	変流器		電源制限装置	Ⓢ			

# 通信設備概要図

年 月 日

付図2

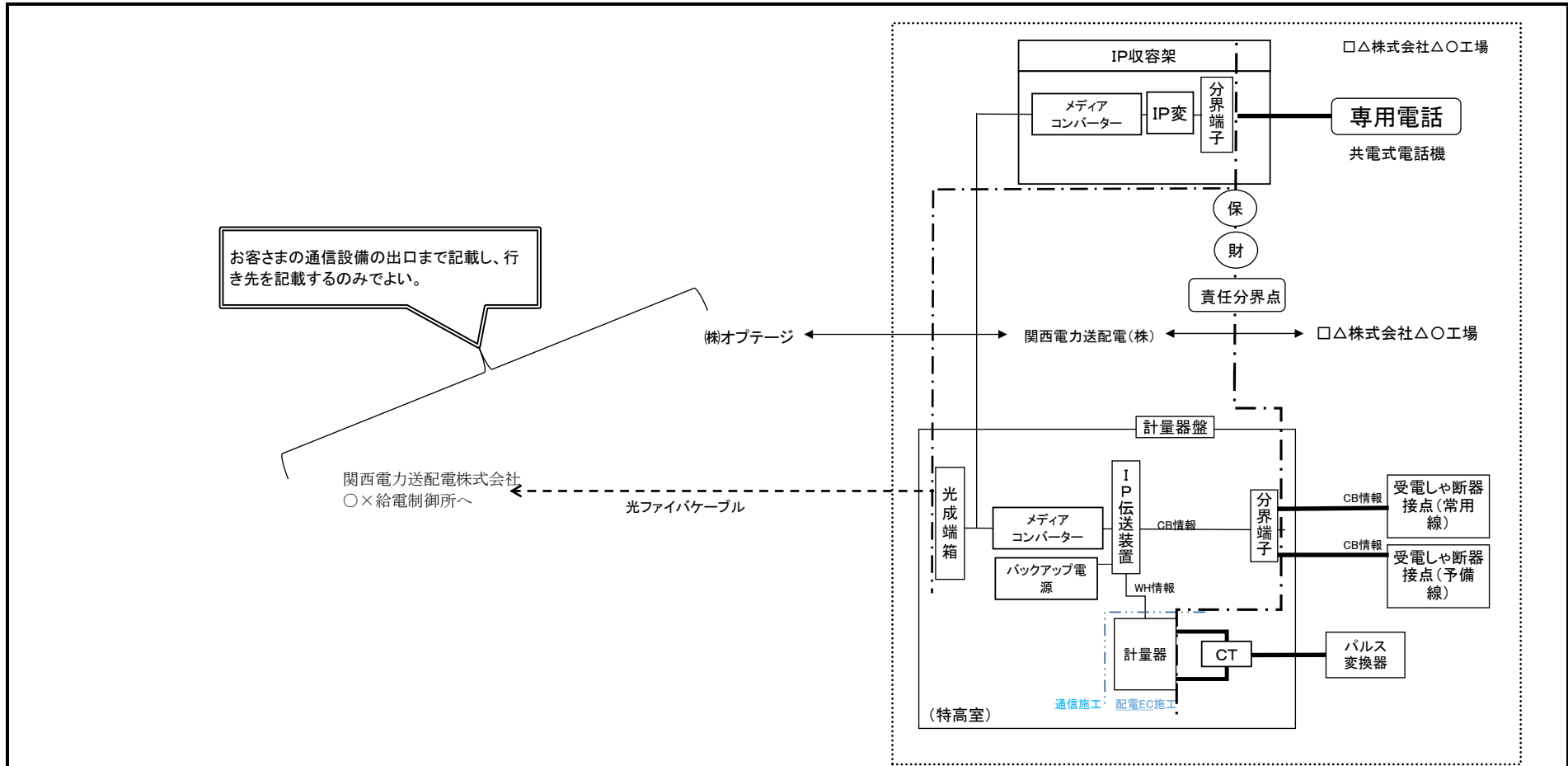


凡	関西電力送配電(株) 通信線(架空)	———	(株)オプテージ IPネットワーク		財産分界点	
	関西電力送配電(株) 通信線(地中)	-----	スイッチングハブ		保守責任分界点	
例	お客さま通信線	—————	IP変換装置			
			お客さま電話機			


# 通信設備概要図（記入例）

年 月 日

付図2



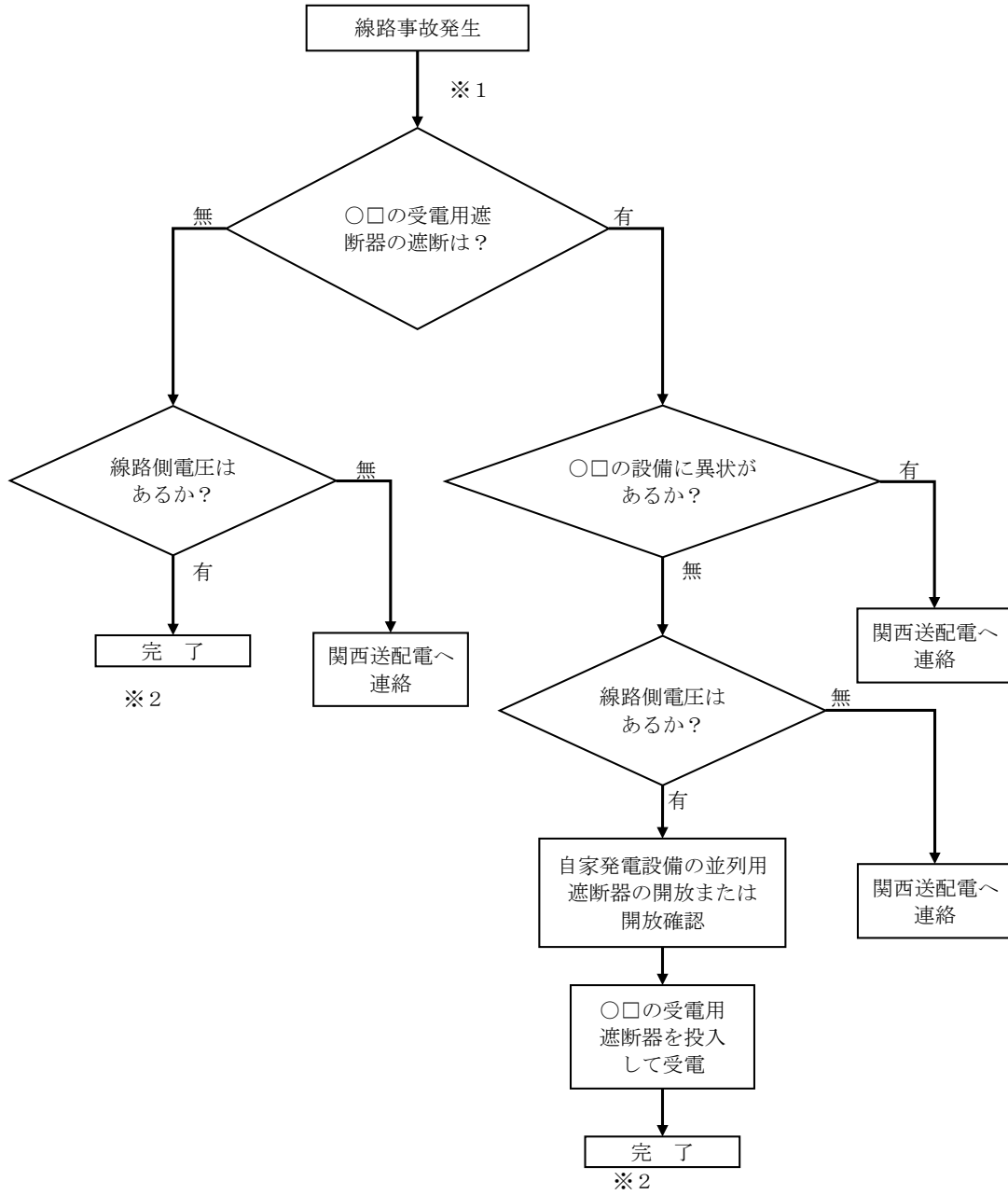
凡	関西電力送配電(株) 通信線(架空)	——	株式会社オプテージ IPネットワーク	IPネットワーク	財産分界点	財
	関西電力送配電(株) 通信線(地中)	----	スイッチングハブ	IP	保守責任分界点	保
例	お客様通信線	——	IP変換装置	IP変		
			お客様電話機	電話機		

○□株式会社 △△工場  
電気主任技術者 ○○ ○○ (印)

関西電力送配電株式会社 ★★本部 ○○配電営業所  
所長 ○○ ○○ (印)

付表の変更の場合のみ記入、捺印する。

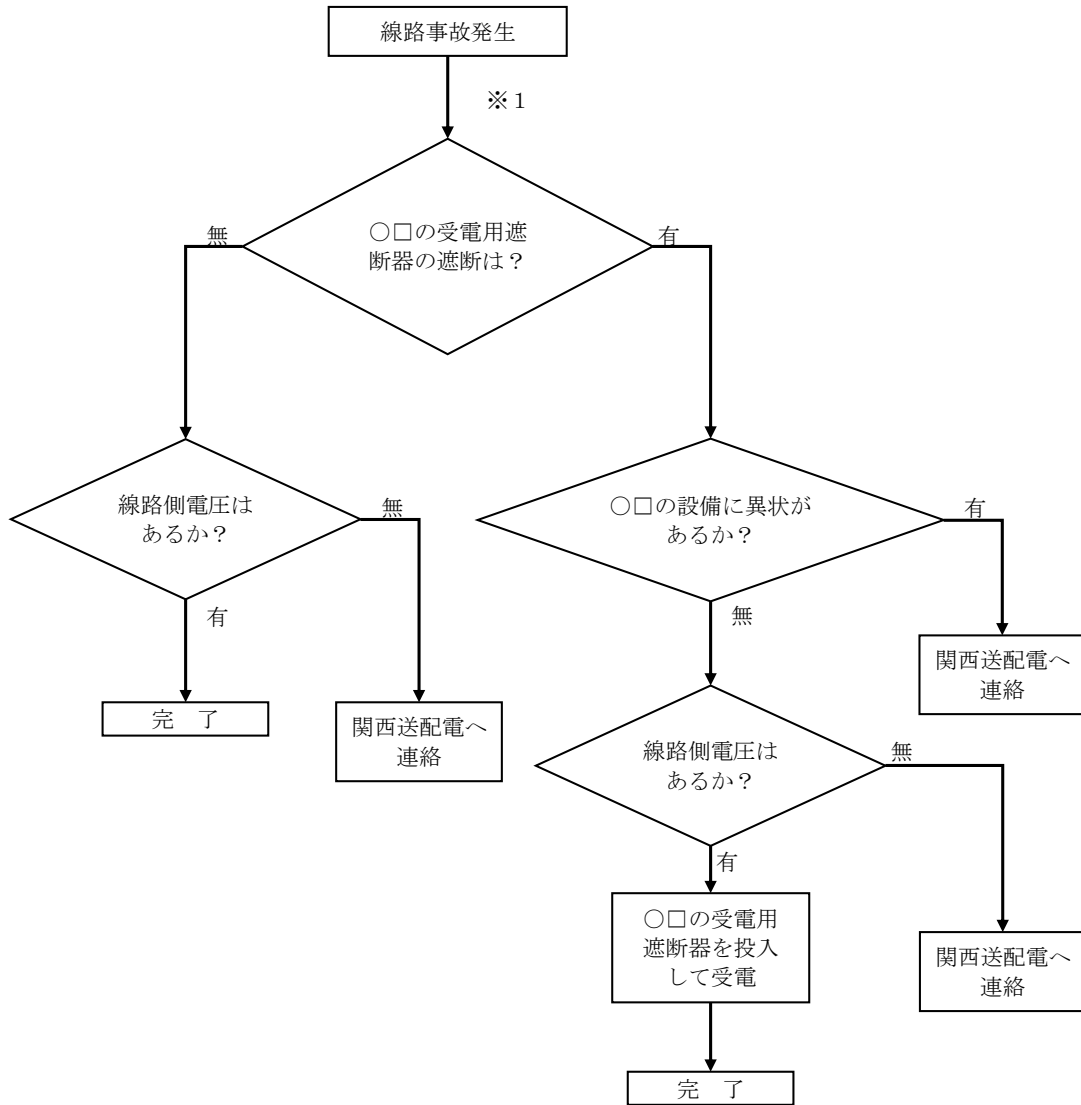
電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）  
また、〇〇は、線路を〇〇側から充電してはならない。

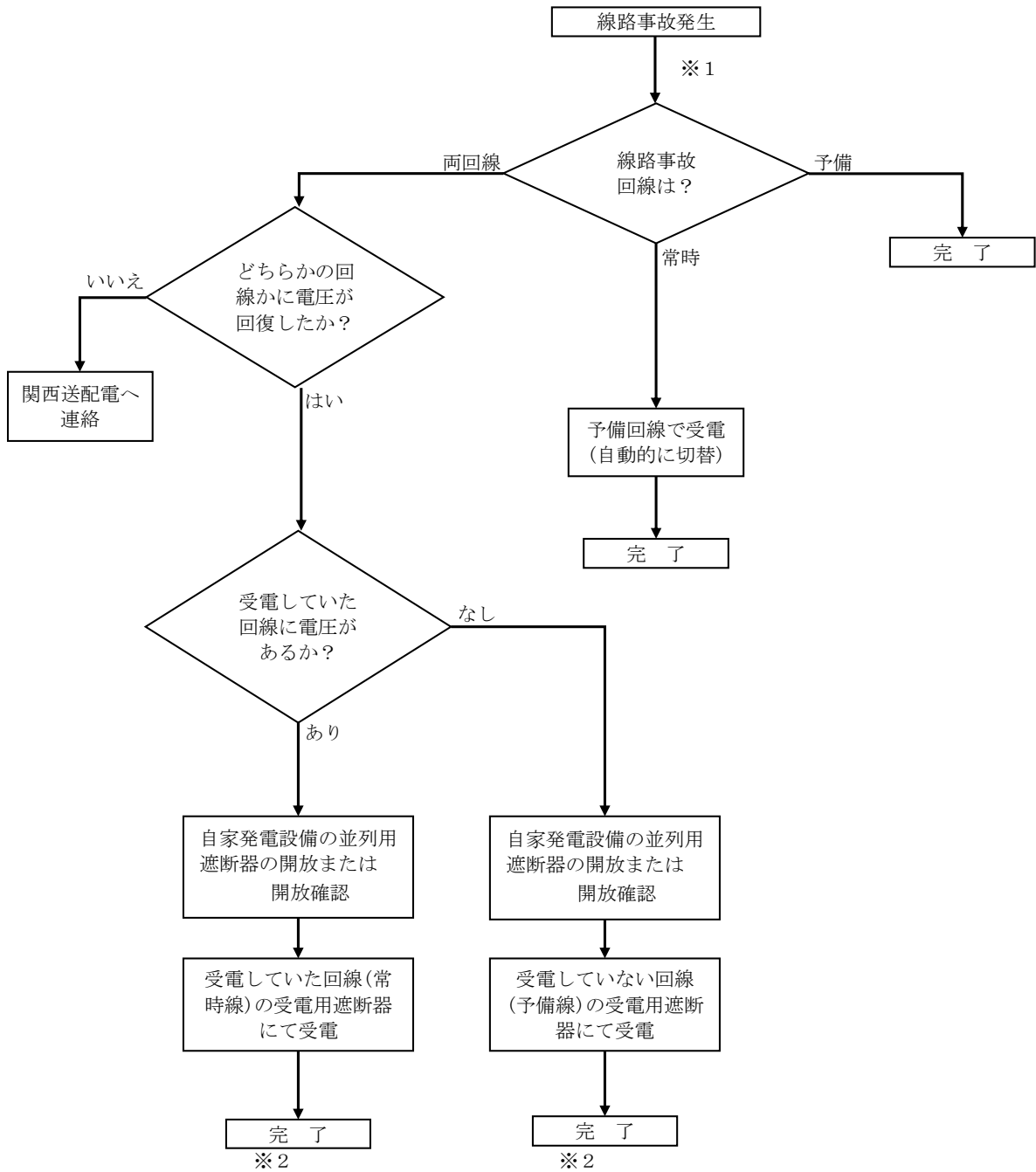
※2 〇〇は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）

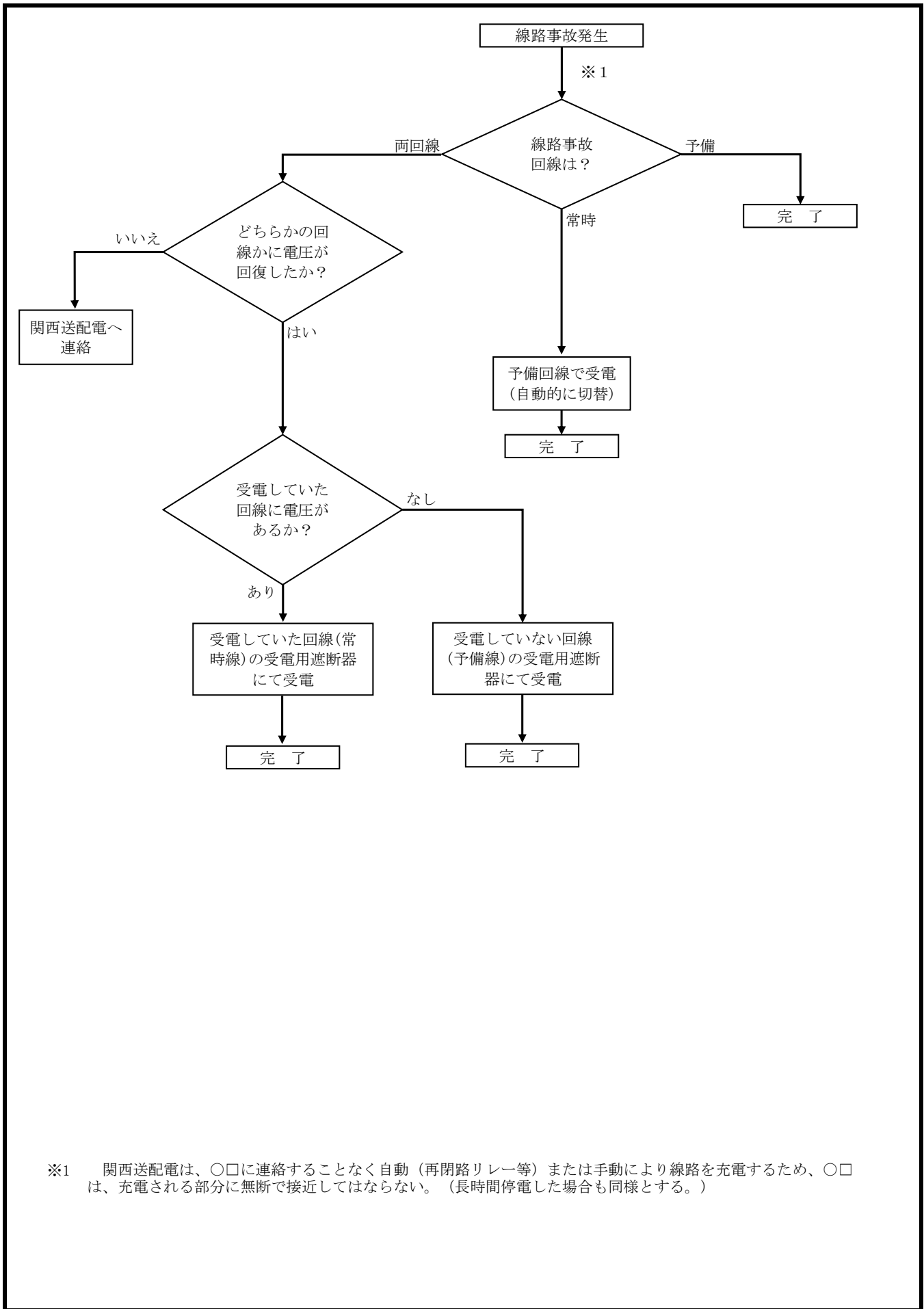
電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）  
また、〇〇は、線路を〇〇側から充電してはならない。

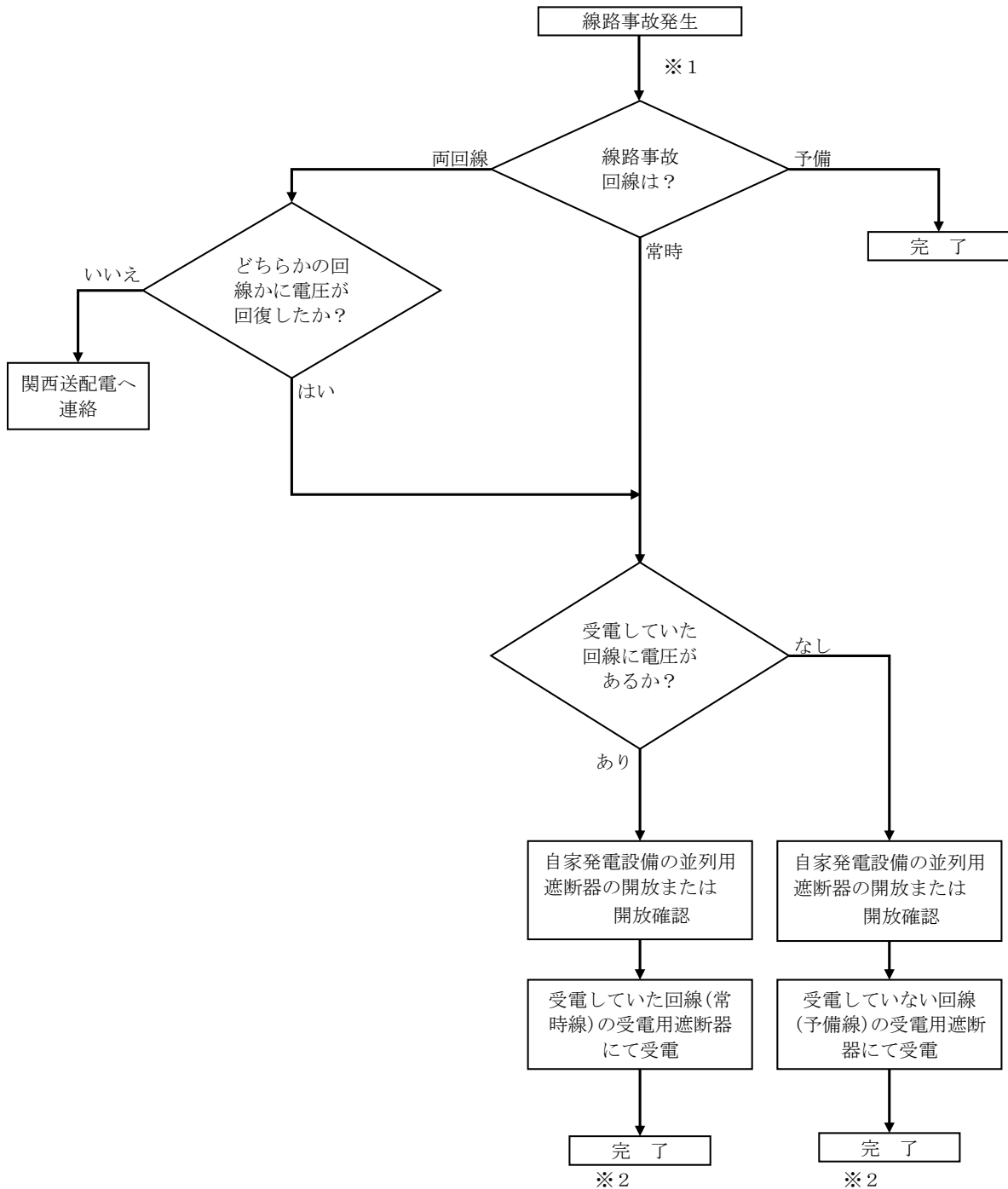
※2 〇〇は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

### 電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）

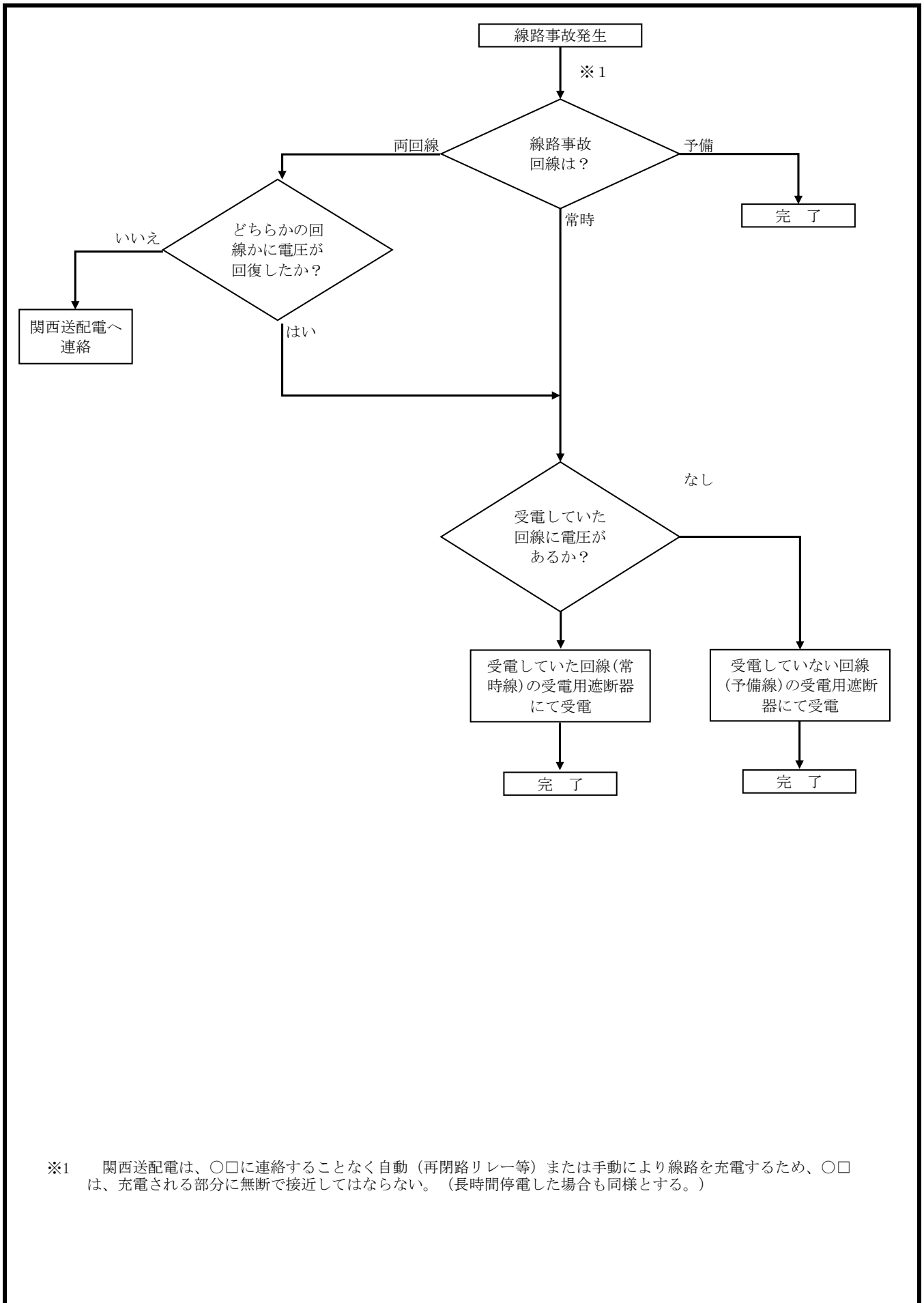
## 電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）  
また、〇〇は、線路を〇〇側から充電してはならない。

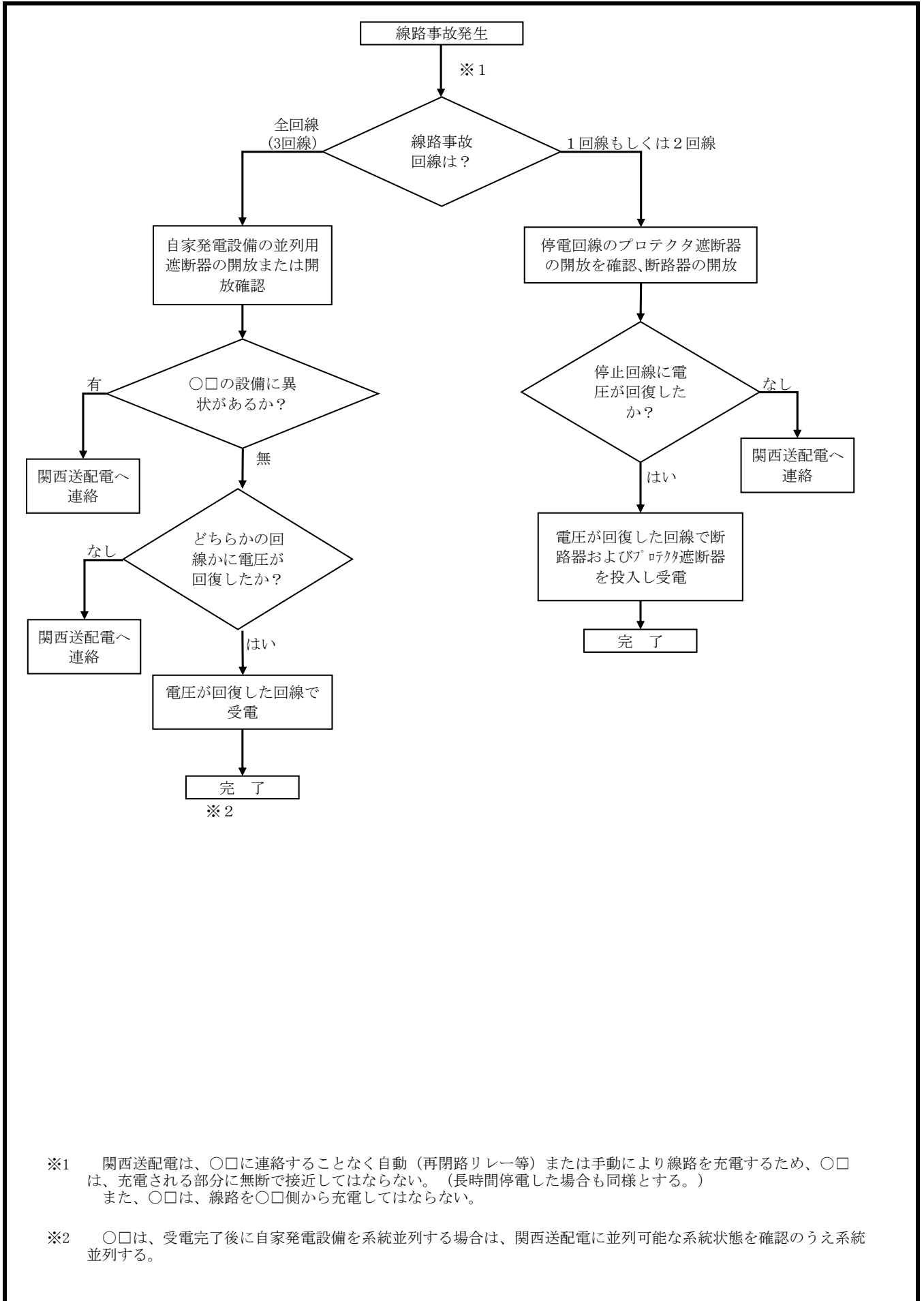
※2 〇〇は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

## 電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）

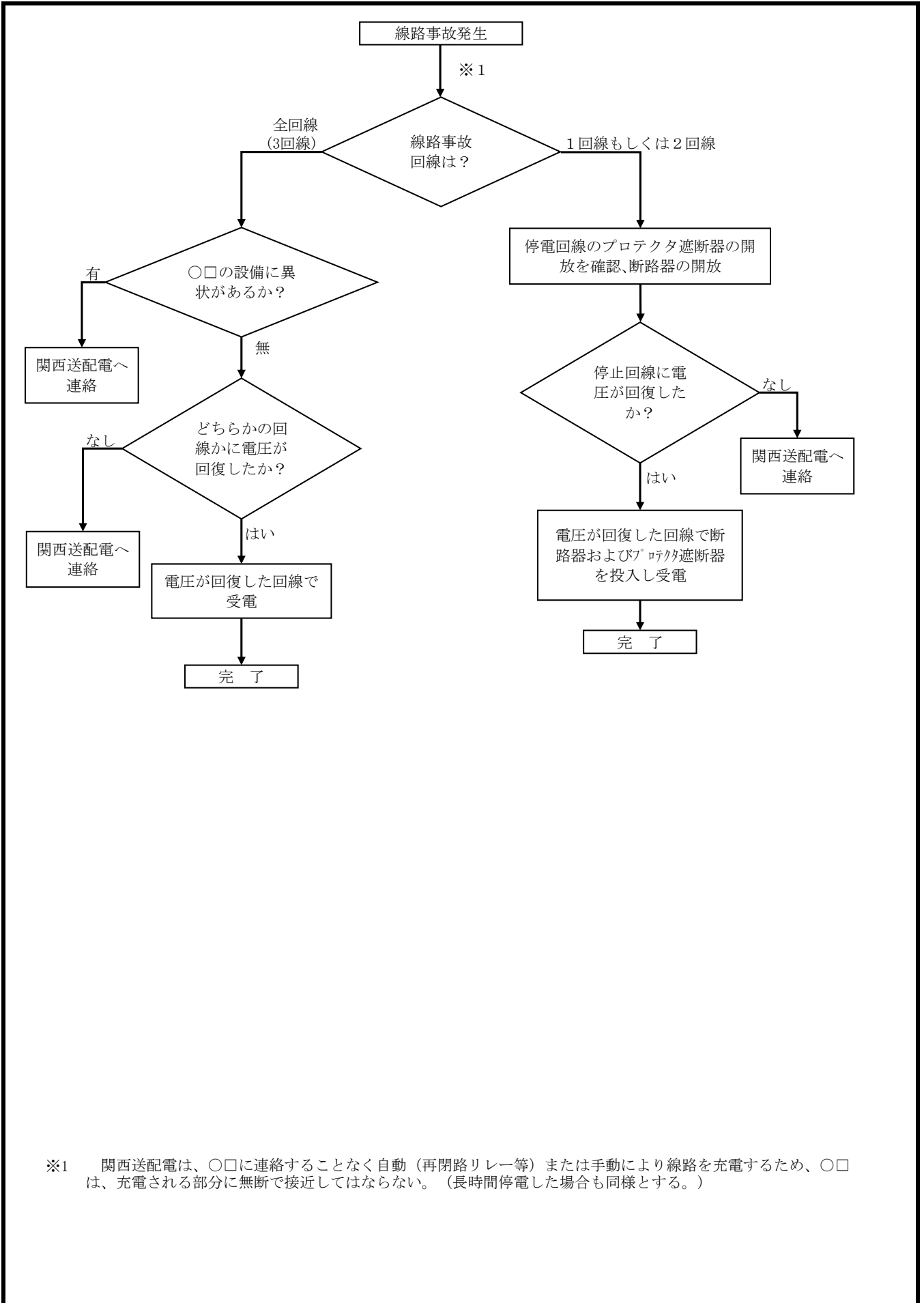
電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）  
また、〇□は、線路を〇□側から充電してはならない。

※2 〇□は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

### 電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）

# 連絡先一覧

申合せ事項	連絡先	


## 連絡先一覧（記入例）

申合せ事項	連絡先	
第6条(工作物の作業停止計画)に関する事項	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○	★★本部 ★△給電制御所 ○○○-○○○-○○○○
上記以外	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○	★★本部 ★△配電営業所 ○○○-○○○-○○○○
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通信Gおよびオプテージは記載不要</div>		

別紙の変更の場合のみ  
記入、捺印する。

○□株式会社 △△工場	
電気主任技術者                      ○○ ○○	印
関西電力送配電株式会社 ★★本部	
○○配電営業所	
所長                                      ○○ ○○	印



関西電力送配電株式会社  
〇〇配電営業所

会社（組織）名： ●●株式会社  
担当者名： ●● ●●  
TEL： ●●-●●●●●●-●●●●●●  
Mail： ●●@●●●.co.jp

## 『給電申合書』申合せ事項の変更依頼

下記の通り、給電申合書で定めた事項の変更を依頼します。

申合せ事項		現在	変更後
会社(組織名) 変更	会社(組織名)変更		
設備の変更	受電用遮断器		
	受電用断路器		
	線路側接地機構		
連絡先の変更	連絡先名称①		
	電話番号（FAX番号）①		
	連絡先名称②		
	電話番号（FAX番号）②		
その他			

※給電申合書に定める事項について変更があった場合、本様式を速やかに〇〇配電営業所所へ提出すること

関西電力送配電株式会社 〇〇配電営業所

【TEL】

【FAX】

【Mail】

## ( 記 入 例 )

関西電力送配電株式会社  
〇〇配電営業所

会社（組織）名： 〇〇株式会社 △△工場  
担当者名： 関西 太郎  
TEL： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
Mail： [abcde@fghijk.co.jp](mailto:abcde@fghijk.co.jp)

## 『給電申合書』申合せ事項の変更依頼

下記の通り、給電申合書で定めた事項の変更を依頼します。

申合せ事項		現在	変更後
会社(組織名)変更	会社(組織名)変更	〇〇株式会社 △△工場	〇×株式会社 〇〇工場
設備の変更	受電用遮断器	52R1 / 52R2	52R11 / 52R21
	受電用断路器	89R11 / 89R21	89R111 / 89R222
	線路側接地機構	ESR1 / ESR2	ESR11 / ESR21
連絡先の変更	連絡先名称①	〇〇株式会社 △△工場 施設課 電力係	〇×株式会社 〇〇工場 施設課 電力係
	電話番号 (FAX番号) ①	06-****-5678 (06-****-4321)	06-****-5687 (06-****-1342)
	連絡先名称②	〇〇株式会社 △△工場 守衛室 (夜間・休日)	〇×株式会社 〇〇工場 守衛室 (夜間・休日)
	電話番号 (FAX番号) ②	06-****-5679 (06-****-4322)	06-****-5688 (06-****-1343)
その他	変更箇所のための記載でよい。		

※給電申合書に定める事項について変更があった場合、本様式を速やかに〇〇配電営業所へ提出すること

関西電力送配電株式会社 〇〇配電営業所  
【TEL】 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
【FAX】 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
【Mail】 [abcd.efgh@b3.kansai-td.co.jp](mailto:abcd.efgh@b3.kansai-td.co.jp)

## 別紙 2-1

### 給電申合書 (高圧：需要者用)

【 】は系統連系ありの場合のみ追加。

△△△（以下「お客さま」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」という。）は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(対象設備)

第1条 本申合書の対象となる設備（以下、「対象設備」という。）は、〇〇市△△町×-×-×に設置するお客さまの受電設備および【系統連系する発電設備および蓄電池（以下、「発電設備等」という。）、】需要場所間の電力融通に関する設備ならびに、これに関連する関西送配電の供給線路、取引用計量装置および制御通信設備とする。

需要場所間の電力融通設備がない場合は削除する。

<<常予備受電のお客さまの場合のみ適用>>

2 関西送配電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

(設備の操作) <受電方式により選択>

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第2条 【お客さまおよび関西送配電は、発電設備等の操作および作業にあたっては、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。】

【2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

(1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用遮断器および断路器を開放し、関西送配電へその旨を連絡する。関西送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関西送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用遮断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

【2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたり、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用遮断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。電力融通に関わるインターロックについても同様に、いかなる場合もインターロック解除を行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。ただし、他の需要場所に電力を融通する操作を除く。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

3. お客さまは他の需要場所に電力を融通する場合は、事前に打合せを行い、お客さまの自主操作により、必要な確認・機器操作、および送電操作前の連絡等を行ったうえで実施する。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設

備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用遮断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。電力融通に関わるインターロックについても同様に、いかなる場合もインターロック解除を行わないものとする。

#### (1) お客様の対象設備の操作

お客様が供給回線の切替を伴わないお客様の対象設備の操作を行う場合、お客様の自主操作により行う。ただし、他の需要場所に電力を融通する操作を除く。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

#### (2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西送配電はその都度連絡することなくお客様と事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客様は次により、お客様の対象設備を自主操作する。

##### a. 停電時の操作

お客様は、停電予定時刻までにお客様の受電用遮断器および断路器を開放し、関西送配電へその旨を連絡する。関西送配電は停電操作した後、その旨をお客様へ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

##### b. 送電時の操作

関西送配電は、送電操作前にお客様へ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客様は線路の充電を確認した後、お客様の受電用遮断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西送配電からお客様への連絡を省略できる。

#### (3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客様は供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

##### a. 切替時の操作

お客様は、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせした日時にお客様の自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

##### b. 切戻し時の操作

お客様は、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせした日時にお客様の自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客様はお客様の発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(作業計画の連絡) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客様の場合（系統連系時のみ適用）>>

第3条 【関西送配電は供給線路の6kV地絡感度調整試験または人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客様に連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りで

ないものとし、直ちにその旨を連絡する。なお、6kV 地絡感度調整試験において、お客さまの設備に影響が生じない場合は連絡を省略する。】

OVGRの設置が無い場合は削除する。

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

(対象設備の作業停電計画)

第3条 お客さまおよび関西送配電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 作業停電計画

お客さまは、関西送配電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに関西送配電に連絡する。関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、関西送配電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

(2) 計画の変更

お客さまおよび関西送配電は、(1)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

(3) 作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

(1)により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび関西送配電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、関西送配電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび関西送配電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要が生じた場合、相互に申し入れ協議し、関西送配電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

【2 関西送配電は供給線路の6kV 地絡感度調整試験または人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。なお、6kV 地絡感度調整試験において、お客さまの設備に影響が生じない場合は連絡を省略する。】

OVGRの設置が無い場合は削除する。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第3条 「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条 「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

(給電指令)

第4条 関西送配電は、次に示す事項に関して、○□に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

なお、本指令は発電設備等の解列、停止（蓄電池においては充電または放電、もしくはその両方の制限を含む）に関する内容を含む。

- a 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

(異状時の連絡)

第5条 お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関西送配電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、すみやかにその旨を関西送配電に連絡する。また、給電情報伝送に関連する装置があるお客さまにおいては、給電情報伝送装置に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、お客さまに連絡することがある。

(事故時の処置) <受電方式および系統連系の有無で選択>

★ 系統連系有の場合★

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第6条 【事故時の処置は次のとおりとする。】

【(1) お客さまの構内事故の場合】

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電設備等を連系させる。ただし、お客さまの発電設備等の異状による事故の場合、お客さまは関西送配電にその旨を連絡し、発電設備等を連系するにあたって関西送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【(2) 線路事故の場合】

【a. 供給回線が停電の場合】

【お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合、受電用遮断器の開放確認および断路器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b. 復旧後の操作】

【お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電設備等の遮断器が開放されていることを確認して受電する。】

【c. 復旧後のお客さま発電設備等の連系（自動再連系を認めるお客さまの場合）】

【お客さまは、関西送配電の系統から受電後、その都度関西送配電へ連絡することなく発電設備等を連系させることができる。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関西送配電からお客さまへ発電設備等の解列を依頼する場合がある。】

【c. 復旧後のお客さま発電設備等の連系（自動再連系を認めないお客さまの場合）】

【お客さまは、関西送配電の系統から受電後、お客さまの発電設備等を連系させる前に関西送配電へ連絡し、関西送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関西送配電からお客さまへ発電設備等の解列を依頼する場合がある。】

..(3) 他の需要場所との電力融通に関する操作を行う場合

他の需要場所に電力を融通する場合は、関西送配電に連絡し、必要な確認および機器操作等の対応を実施したうえで融通を行う。

(4) お客さまおよび関西送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第6条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第6条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

【(1) お客さまの構内事故の場合】

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電設備等を連系させる。ただし、お客さまの発電設備等の異状による事故の場合、お客さまは関西送配電にその旨を連絡し、発電設備等を連系するにあたって関西送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

【(2) 線路事故の場合】

【a. 予備回線が停電の場合】

【お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線の遮断器の開放確認および断路器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b. 常用回線が停電の場合】

【(a) 手動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線の遮断器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

【(a') 自動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異

常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線の遮断器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関西送配電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客さまの発電設備等の遮断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電する。】

【(c) 復旧後のお客さま発電設備等の連系（自動再連系を認めるお客さまの場合）】

【お客さまは、関西送配電の系統から受電後、その都度関西送配電へ連絡することなく発電設備等を連系させることができる。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関西送配電からお客さまへ発電設備等の解列を依頼する場合がある。】

【(c) 復旧後のお客さま発電設備等の連系（自動再連系を認めないお客さまの場合）】

【お客さまは、関西送配電の系統から受電後、お客さまの発電設備等を連系させる前に関西送配電へ連絡し、関西送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により、関西送配電からお客さまへ発電設備等の解列を依頼する場合がある。】

【c. 常用・予備回線が停電の場合】

【(a) 2回線停電の場合】

【お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線ともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用遮断器および断路器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【関西送配電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電設備等の遮断器が開放されていることを確認のうえ受電する。】

【(c) 復旧後のお客さま発電設備等の連系（自動再連系を認めるお客さまの場合）】

【お客さまは、関西送配電の系統から受電後、その都度関西送配電へ連絡することなく発電設備等を連系させることができる。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関西送配電からお客さまへ発電設備等の解列を依頼する場合がある。】

【(c) 復旧後のお客さま発電設備等の連系（自動再連系を認めないお客さまの場合）】

【お客さまは、関西送配電の系統から受電後、お客さまの発電設備等を連系させる前に関西送配電へ連絡し、関西送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により、関西送配電からお客さまへ発電設備等の解列を依頼する場合がある。】

...(3) 他の需要場所との電力融通に関する操作を行う場合

他の需要場所に電力を融通する場合は、関西送配電に連絡し、必要な確認および機器操作等の対応を実施したうえで融通を行う。

(4) お客さまおよび関西送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

★ 系統連系無の場合★

(1) 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線の遮断器の開放確認および断路器の開放をする。

(2) 常用回線が停電の場合

a. 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線の遮断器の開放をした後、予備回線に切替え受電する。

a'. 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線の遮断器も開放をした後、予備回線に切替え受電する。

b. 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関西送配電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、関西送配電にその旨を連絡する。

(3) 常用・予備回線が停電の場合

a. 2回線停電の場合

お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用遮断器および断路器の開放をする。

b. 復旧後の操作

関西送配電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことを確認のうえ受電し、関西送配電にその旨を連絡する。

(4) 他の需要場所との電力融通に関する操作を行う場合

他の需要場所に電力を融通する場合は、関西送配電に連絡し、必要な確認および機器操作等の対応を実施したうえで融通を行う。

(5) お客さまおよび関西送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第5条「常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

(連絡方法)

第7条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 お客さまおよび関西送配電は、第2条（設備の操作）、第5条（異状時の連絡）および第6条（事故時の処置）に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(有効期間)

第8条 この申合書の有効期間は、締結日から電気供給事業者との需給契約の契約期間と同一とする。なお、電気供給事業者との需給契約が更改された場合は、有効期間を更改後の契約期間と同一とする。

(その他事項)

第9条 お客さまおよび関西送配電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認められた場合は、協議によりこれを行うことができる。＜この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関西送配電の配電営業所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。＞

＜＞常予備のお客さま等、付図がある場合のみ追加

2 お客さまおよび関西送配電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関西送配電おのおの1通を保有する。

年 月 日

○□株式会社

代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社

○○本部 ★★配電営業所  
所長 ○○ ○○

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

## 別紙 2 - 2

### 給電申合書 (高圧：発電者用)

△△△（以下「お客さま」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」という。）は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

#### (対象設備)

第1条 本申合書の対象となる設備（以下、「対象設備」という。）は、〇〇市△△町×-×-×に設置するお客さまの受電設備および系統連系する発電設備および蓄電池（以下、「発電設備等」という。）、需要場所間の電力融通に関する設備ならびにこれに関連する関西送配電の供給線路、取引用計量装置および通信設備とする。

需要場所間の電力融通設備がない場合は削除する。

#### <<常予備受電のお客さまの場合のみ適用>>

2 関西送配電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

#### (設備の操作) 受電方式により選択

#### <<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。

2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

#### <<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

#### (1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

#### a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用遮断器および断路器を開放し、関西送配電へその旨を連絡する。関西送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

#### b. 送電時の操作

関西送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用遮断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

- 2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたり、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用遮断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。電力融通に関わるインターロックについても同様に、いかなる場合もインターロック解除を行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。ただし、他の需要場所に電力を融通する操作を除く。

需要場所間の電力融通設備がない場合は削除する。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

- 2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用遮断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。電力融通に関わるインターロックについても同様に、いかなる場合もインターロック解除を行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。ただし、他の需要場所に電力を融通する操作を除く。

需要場所間の電力融通設備がない場合は削除する。

## (2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

### a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用遮断器および断路器を開放し、関西送配電へその旨を連絡する。関西送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

### b. 送電時の操作

関西送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用遮断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

## (3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

### a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

### b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

- 2 お客さまはお客さまの発電設備等を関西送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

(作業計画の連絡) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第3条 関西送配電は供給線路の6kV地絡感度調整試験または人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。なお、6kV地絡感度調整試験において、お客さまの設備に影響が生じない場合は連絡を省略する。

OVGRの設置が無い場合は削除する。

- 2 関西送配電が実施する工事や線路の切替操作等において、お客さまの発電設備等の停止または解列が必要となる場合、関西送配電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条 お客さまおよび関西送配電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 作業停電計画

お客さまは、関西送配電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに関西送配電に連絡する。関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、関西送配電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

(2) 計画の変更

お客さまおよび関西送配電は、(1)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

(3) 作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

(1)により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび関西送配電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、関西送配電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび関西送配電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要がある場合、相互に申し入れ協議し、関西送配電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

2. 関西送配電は供給線路の6kV地絡感度調整試験または人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。なお、6kV地絡感度調整試験において、お客さまの設備に影響が生じない場合は連絡を省略する。

OVG Rの設置が無い場合は削除する。

3 関西送配電が実施する工事や線路の切替操作等において、お客さまの発電設備等の停止または解列が必要となる場合、関西送配電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第3条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

(給電指令)

第4条 関西送配電は、次に示す事項に関して、○□に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

なお、本指令は発電設備等の解列、停止（蓄電池においては充電または放電、もしくはその両方の制限を含む）に関する内容を含む。

- a 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

(異状時の連絡)

第5条 お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関西送配電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、すみやかにその旨を関西送配電に連絡する。また、給電情報伝送があるお客さまにおいては、給電情報伝送装置に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、お客さまに連絡することがある。

(事故時の処置) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第6条 事故時の処置は次のとおりとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに関西送配電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電設備等を連系させる。ただし、お客さまの発電設備等の異状による事故の場合、お客さまは関西送配電にその旨を連絡し、発電設備等を連系するにあたって関西送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

(2) 線路事故の場合

a. 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合、受電用遮断器の開放確認および断路器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。

b. 復旧後の受電操作

お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電設備等の遮断器が開放されていることを確認して受電する。ただし、関西送配電の復旧作業等で再度停電することがある。

c. 復旧後のお客さま発電設備等の連系

お客さまは、関西送配電の系統から受電後、お客さまの発電設備等を連系させる前に関西送配電へ連絡し、関西送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。

...(3) 他の需要場所との電力融通に関する操作を行う場合

他の需要場所に電力を融通する場合は、関西送配電に連絡し、必要な確認および機器操作等の対応を実施したうえで融通を行う。また、お客さまの発電設備等は他の需要場所から電力融通を受けてはならない。

(4) お客さまおよび関西送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第6条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第6条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

(1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに関西送配電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電設備等を連系させる。ただし、お客さまの発電設備等の異状による事故の場合、お客さまは関西送配電にその旨を連絡し、発電設備等を連系するにあたって関西送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

(2) 線路事故の場合

a. 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線の遮断器の開放確認および断路器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

b. 常用回線が停電の場合

(a) 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線の遮断器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

(a') 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電

した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線の遮断器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

(b) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関西送配電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客さまの発電設備等の遮断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電する。ただし、関西送配電の復旧作業等で再度停電することがある。

(c) 復旧後のお客さま発電設備等の連系

お客さまは、関西送配電の系統から受電後、お客さまの発電設備等を連系させる前に関西送配電へ連絡し、関西送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。ただし、連系後の系統状況変化および復旧作業等により、関西送配電からお客さまへ解列を依頼する場合があります。

c. 常用・予備回線が停電の場合

(a) 2回線停電の場合

お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異常がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用遮断器および断路器の開放をし、発電設備等が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

(b) 復旧後の操作

関西送配電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異常がないことおよびお客さまの発電設備等の遮断器が開放されていることを確認のうえ受電する。ただし、関西送配電の復旧作業等で再度停電することがある。

(c) 復旧後のお客さま発電設備等の連系

お客さまは、関西送配電の系統から受電後、お客さまの発電設備等を連系させる前に関西送配電へ連絡し、関西送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。ただし、連系後の系統状況変化および復旧作業等により、関西送配電からお客さまへ解列を依頼する場合があります。

(3) 他の需要場所との電力融通に関する操作を行う場合

他の需要場所に電力を融通する場合は、関西送配電に連絡し、必要な確認および機器操作等の対応を実施したうえで融通を行う。また、お客さまの発電設備等は他の需要場所から電力融通を受けてはならない。

(4) お客さまおよび関西送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

需要場所間の電力融通設備がない場合、および両需要場所がデマンド契約でない場合は削除する。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第6条「常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

(連絡方法)

第7条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 お客さまおよび関西送配電は、第2条（設備の操作）、第5条（異状時の連絡）および第6条（事故時の処置）に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

（有効期間）

第8条 この申合書の有効期間は、締結日から電気供給事業者との受給契約の契約期間と同一とする。なお、電気供給事業者との受給契約が更改された場合は、有効期間を更改後の契約期間と同一とする。

（その他事項）

第9条 お客さまおよび関西送配電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認められた場合は、協議によりこれを行うことができる。＜この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関西送配電の配電営業所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。＞

＜＞付図がある場合のみ追加

2 お客さまおよび関西送配電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関西送配電おのおの1通を保有する。

年 月 日

○□株式会社

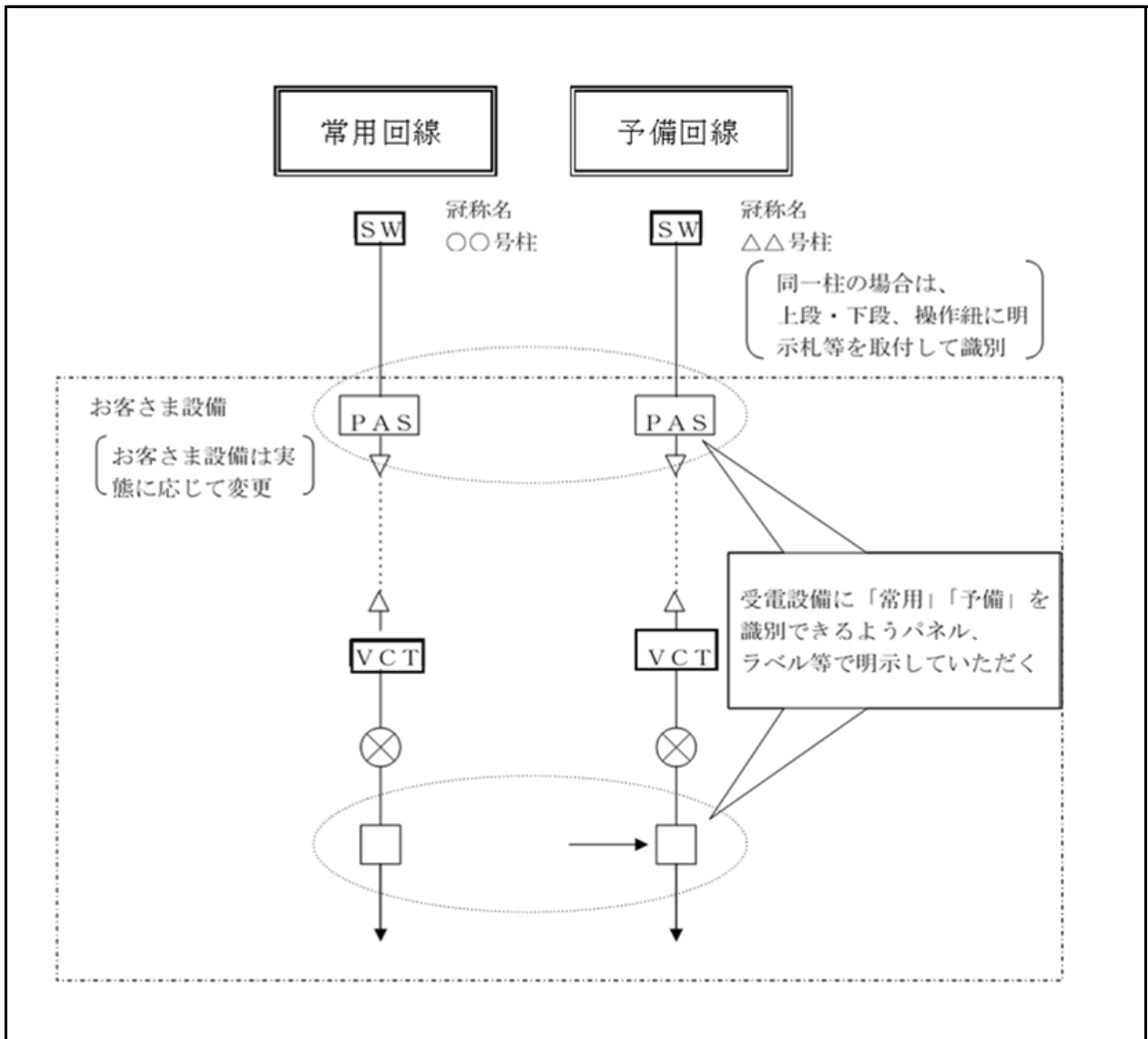
代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社

○○本部 ★★配電営業所

所長 ○○ ○○

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。



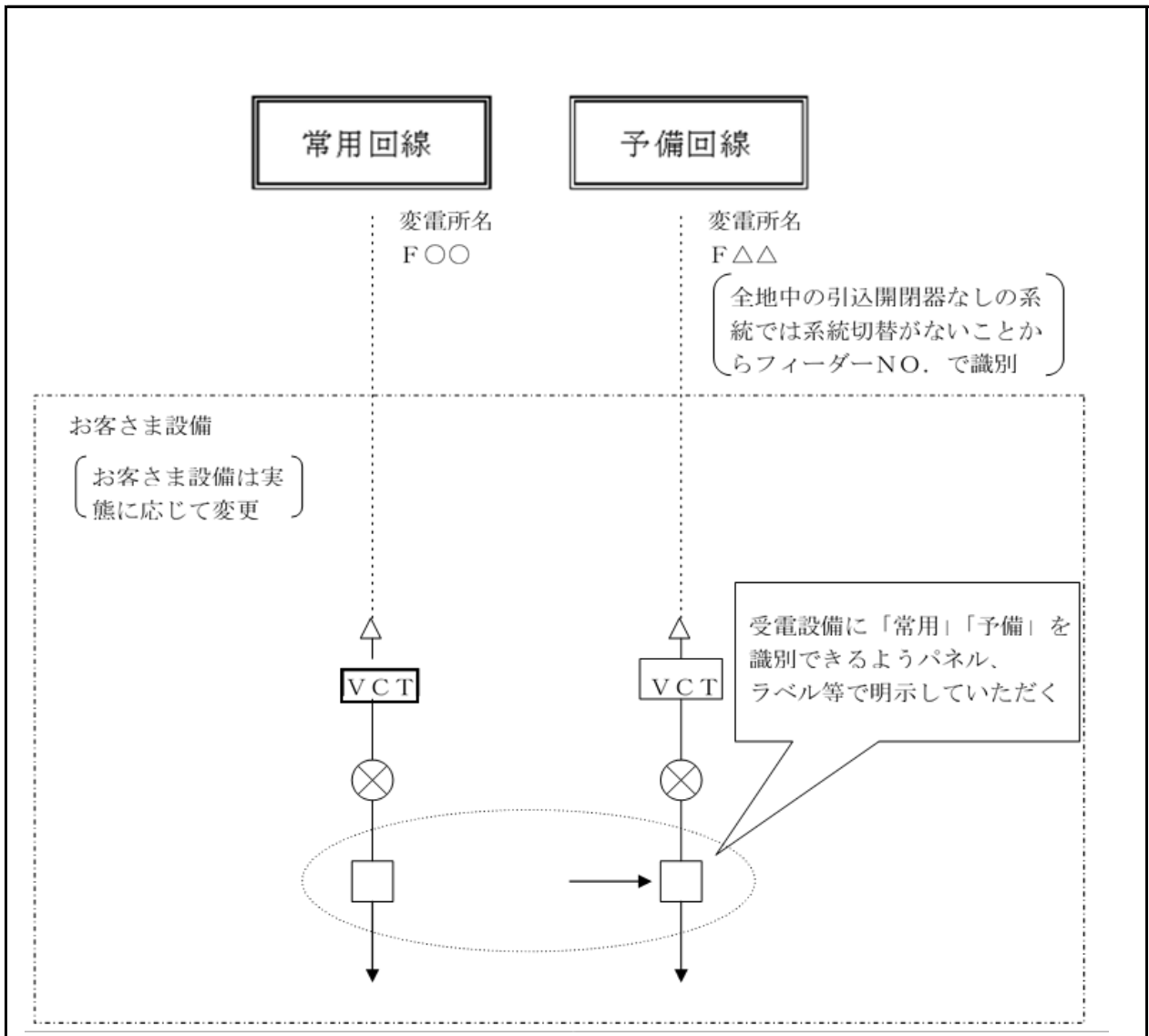
お客さま 主任技術者 ○○ ○○

関西送配電株式会社

ご承認印

○○本部配電グループ△△配電営業所 所長

凡例	架空線	——	取引用計量装置	VCT
	地中線	- - - - -	高压引込開閉器 (当社)	SW
	しゃ断器	□	区分開閉器 (お客さま)	PAS
	断路器	⊗	常時開放点	→
	ケーブルヘッド	→▷		



お客さま 主任技術者 〇〇 〇〇 関西送配電株式会社

ご承認印 〇〇本部配電グループ△△配電営業所 所長

凡例	架空線	——	取引用計量装置	VCT
	地中線	- - - - -	高圧引込開閉器 (当社)	SW
	しゃ断器	□	区分開閉器 (お客さま)	PAS
	断路器	⊗	常時開放点	→

# 連絡先一覧

申合せ事項	連絡先	


## 連絡先一覧（記入例）

申合せ事項	連絡先	
第6条(工作物の作業停止計画)に関する事項	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○	★★本部 ★△給電制御所 ○○○-○○○-○○○○
上記以外	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○	★★本部 ★△配電営業所 ○○○-○○○-○○○○
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通信Gおよびオプテージは記載不要</div>		

別紙の変更の場合のみ  
記入、捺印する。

○□株式会社 △△工場	電気主任技術者      ○○ ○○	印
関西電力送配電株式会社 ★★本部	○○配電営業所	
所長	○○ ○○	印

# 電気用図記号新旧比較表(様式例)

変圧器 (タップ付)			分路リアクトル			接点 a接点 (メーク接点)			瞬時動作限時 復帰接点 a接点 (メーク接点)			接点 a接点 (メーク接点)			瞬時動作限時 復帰接点 a接点 (メーク接点)			同期投入 継電器	旧JIS記号 25	新JIS記号 Sy	電流平衡 継電器	旧JIS記号 61	新JIS記号 I/1 ≈ 1	
コンデンサ型 計器用変圧器 巻線			中性点抵抗器			接点 b接点 (ブレイク接点)			瞬時動作限時 復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			接点 b接点 (ブレイク接点)			瞬時動作限時 復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			不足電圧 継電器	旧JIS記号 27	新JIS記号 U <	地絡過電圧 継電器	旧JIS記号 64	新JIS記号 U ≠ >	
変流器			避雷器			接点 a接点 (メーク接点)			限時動作限時 復帰接点 a接点 (メーク接点)			接点 a接点 (メーク接点)			限時動作限時 復帰接点 a接点 (メーク接点)			不足電流 継電器	旧JIS記号 37	新JIS記号 I <	直流制御回路 地絡継電器	旧JIS記号 64D	新JIS記号 = U ≠	
遠方用断路器 (電動操作)			所内変圧器			接点 b接点 (ブレイク接点)			論理和 (OR)			接点 b接点 (ブレイク接点)			論理和 (OR)			距離継電器	旧JIS記号 44S	新JIS記号 Z <	地絡方向 継電器	旧JIS記号 67G	新JIS記号 I ≠ >	
手動用断路器			ブッシング形 変流器			手動復帰接点 a接点 (メーク接点)			論理積 (AND)			手動復帰接点 a接点 (メーク接点)			論理積 (AND)			直流過電圧 継電器	旧JIS記号 45	新JIS記号 = U >	短絡方向 継電器	旧JIS記号 67S	新JIS記号 I >	
しゃ断器			計器用変圧器 巻線			手動復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			排他的論理和 (EX-OR)			手動復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			排他的論理和 (EX-OR)			欠相継電器	旧JIS記号 47	新JIS記号 m < 3	再閉路継電器	旧JIS記号 79	新JIS記号 0 → 1	
プラグイン形 しゃ断器			計器用変圧器 巻線			自動復帰接点 a接点 (メーク接点)			論理否定 (NOT)			自動復帰接点 a接点 (メーク接点)			論理否定 (NOT)			温度継電器 継電器	旧JIS記号 26 49	新JIS記号 θ	直流不足電圧 継電器	旧JIS記号 80	新JIS記号 = U <	
電力量計	旧JIS記号 Wh	新JIS記号 Wh	無効電力量計	旧JIS記号 VARH	新JIS記号 varh	自動復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			否定論理積 (NAND)			自動復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			否定論理積 (NAND)			過電流継電器	旧JIS記号 51S	新JIS記号 I >	電圧継電器	旧JIS記号 84	新JIS記号 U	
記録電圧計	旧JIS記号 RV	新JIS記号 V	記録電流計	旧JIS記号 RA	新JIS記号 A	接点 c接点 (ブレイク メーク接点)			否定論理和 (NOR)			接点 c接点 (ブレイク メーク接点)			否定論理和 (NOR)			地絡過電流 継電器	旧JIS記号 51G	新JIS記号 I ≠ >	比率差動 継電器	旧JIS記号 87	新JIS記号 I d / I >	
検圧装置 (VD)			水位計	旧JIS記号 WLI	新JIS記号 WLI	押しボタンスイッチ 自動復帰a接点 (メーク接点)			固定タイマー オンデレイ	旧JIS記号 0.5S	新JIS記号 0.5S	押しボタンスイッチ 自動復帰a接点 (メーク接点)			固定タイマー オンデレイ	旧JIS記号 0.5S	新JIS記号 0.5S	脱調継電器	旧JIS記号 D56	新JIS記号 dZ / dt >	自動電圧調整 継電器	旧JIS記号 90	新JIS記号 U	
力率計	旧JIS記号 Pf	新JIS記号 cos φ	整流器	旧JIS記号 ▽	新JIS記号 ▽	押しボタンスイッチ 自動復帰b接点 (ブレイク接点)			固定タイマー オフデレイ	旧JIS記号 0.5S	新JIS記号 0.5S	押しボタンスイッチ 自動復帰b接点 (ブレイク接点)			固定タイマー オフデレイ	旧JIS記号 0.5S	新JIS記号 0.5S	電流継電器	旧JIS記号 57	新JIS記号 I	継続地絡選択 継電器	旧JIS記号 B10G	新JIS記号 SOG	
回転計	旧JIS記号 n	新JIS記号 N	整流器 (サイリスタ)	旧JIS記号 ▽	新JIS記号 ▽	リミットスイッチ a接点 (メーク接点)			可変タイマー	旧JIS記号 0.00 - 3.00S	新JIS記号 0.00 - 3.00S	リミットスイッチ a接点 (メーク接点)			可変タイマー	旧JIS記号 0.00 - 3.00S	新JIS記号 0.00 - 3.00S	電圧平衡 継電器	旧JIS記号 60	新JIS記号 U / U ≈ 1	限時継電器	旧JIS記号 T	新JIS記号 t	
同期検定器	旧JIS記号 SY	新JIS記号 SY	同期発電機	旧JIS記号 1G	新JIS記号 1GS	リミットスイッチ b接点 (ブレイク接点)			シングルショット	旧JIS記号 0.5S	新JIS記号 0.5S	リミットスイッチ b接点 (ブレイク接点)			シングルショット	旧JIS記号 0.5S	新JIS記号 0.5S	RS フリップフロップ	旧JIS記号 S Q R	新JIS記号 S Q R	RS フリップフロップ	旧JIS記号 S Q R	新JIS記号 S Q R	
周波数計	旧JIS記号 F	新JIS記号 Hz	同期発電 電動機	旧JIS記号 G M	新JIS記号 MGS	限時動作瞬時 復帰接点 a接点 (メーク接点)			RS フリップフロップ	旧JIS記号 S Q R	新JIS記号 S Q R	限時動作瞬時 復帰接点 a接点 (メーク接点)			RS フリップフロップ	旧JIS記号 S Q R	新JIS記号 S Q R	電圧平衡 継電器	旧JIS記号 60	新JIS記号 U / U ≈ 1	限時継電器	旧JIS記号 T	新JIS記号 t	
オンロググラフ	旧JIS記号 W	新JIS記号 W	同期発電 電動機 (可変速機)	旧JIS記号 3 G	新JIS記号 3 MGS	限時動作瞬時 復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			リレードライバ	旧JIS記号 S Q R	新JIS記号 S Q R	限時動作瞬時 復帰接点 b接点 (ブレイク接点)			リレードライバ	旧JIS記号 S Q R	新JIS記号 S Q R							